



平成26年9月12日  
住宅局建築指導課

## 非一級建築士による一級建築士詐称について

今般、偽造の免許証の写し等により、一級建築士と詐称していた事案が判明しました。

なお、当該者が所属していた会社は、建築士事務所ではなく、建築物の設計は行われていません。

(別紙)

## 一級建築士詐称事案について

さかもと みつたか  
坂本 光隆 (昭和30年1月2日生まれ/二級建築士山口県知事登録4984号)

### ① 発覚の経緯

平成26年5月に、岡山県指定事務所登録機関が建築士事務所登録の申請を受けて、所属建築士名簿を確認したところ、坂本氏の登録番号の登録者が坂本氏ではないことがわかった。

### ② 偽造免許証の写しを行使した事実

平成11年1月に、就職にあたり、会社へ提出した。

### ③ 今後の対応等

所属会社は、建築士事務所ではなく、建築物の設計は行われていない。平成26年7月に退社。

※所属会社に関する事項は詐称当時のものである。

※氏名及び生年月日は、二級建築士の登録事項により確認したものである。